

第13回秋田市バリアフリー協議会議事要旨

開催の日時 令和3年11月25日(木) 午前10時から午前10時50分まで

開催の場所 秋田市保健所 2階 大会議室

委員の定数 19人

出席委員 18人

議 事 (1) 第12回秋田市バリアフリー協議会における意見および対応について
(2) 秋田市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)の素案について

審 議 日 程 1 開 会
2 委員紹介
3 会議の成立
4 会長挨拶
5 議 事
6 そ の 他
7 閉 会

議 事

会 長

(1) 第12回秋田市バリアフリー協議会の書面会議における意見および対応について、事務局より説明する。

事務局

(説明)

会 長

ただいま事務局から説明のあった内容について、ご意見、質問等はあるか。

会 長

意見番号②の中で、バス停のバリアフリー化の状況に関する内容があったが、全ての状況を把握することは中々難しいと思う。情報収集を行っていいと思うが、例えば、バス停に限らず、バリアフリー化の状況に関する情報収集やその情報を公開するということをマスタープランに掲載することはそぐわないものなのか。バリアフリー化の情報については、マスタープランに掲載するよりも、市民に知らせることが大切である。市として情報提供に取り組むことをマスタープランに掲載してはどうか。

事務局

マスタープラン素案の72ページに記載しているその他の関連する取組の中で、情報提供に関する内容を記載できるか検討していきたいと思うが、まずは情報収集を行い、現状を把握した上で、その情報を公開できるか検討したいと考えており、意見番号②に対する対応については、このような表現になっている。

会 長

了解した。

委 員

「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、知っている市民が少ないと思われるため、マスタープランにおいて、この条例を掲載してほしい。

事務局

マスタープラン素案の5ページに記載しているバリアフリーマスタープランの位置づけの図の中で、「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」についても記載する。

会 長

他に質問等がないようなので、(2) 秋田市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

会 長

事務局から説明のあった件について、ご意見、質問等はあるか。

- 会 長 概要版について、市民向けの概要版の作成予定はあるか。
- 事務局 計画の策定と併せ、市民向けの概要版も作成予定であり、ホームページで公開する予定である。
- 会 長 内容は今回の概要版と別のものか。今回の資料は市民向けとしては少し難しいと思う。
- 事務局 提示させていただいた概要版は、この会議に向けて作成したものであり、市民向けに公表させていただく概要版の表現等については、このあと検討していく。
- 委 員 改正バリアフリー法が今年4月に施行されたが、この計画は改正された法律に則したものなのか。
- 事務局 マスタープラン素案の1ページの図の中で記載しているが、バリアフリー法の改正内容を踏まえ、策定している。
- 委 員 概要版にも、法改正の内容を記載した方が良いと思う。
- 事務局 いただいたご意見を踏まえ、概要版の記載内容を検討していく。
- 会 長 巻末の用語説明の中身は正しいと思うが、知らない人が見て分かるかは別である。現在は法律による説明が中心となっているが、何のための法律か分かるように記載した方が市民に伝わりやすいと思う。
- 事務局 ご指摘を踏まえ、用語説明の表現について検討させていただく。
- 会 長 他に質問等がないようなので、以上で議事を終了する。

これは、令和3年11月25日に開催された、第13回秋田市バリアフリー協議会の議事要旨である。